

# 西会津町農業委員会

## 第21回 西会津町農業委員会総会 会議録

開催期日 令和7年5月20日

西会津町農業委員会

## 第21回 西会津町農業委員会総会会議録

### 1 開催の日時及び場所

日 時 令和7年5月20日（火）午前10時00分

場 所 西会津町役場 大会議室

### 2 招 集 者 西会津町農業委員会 会長 江川 新壽

### 3 本日の総会に出席した委員

(農業委員)

会 長 12番委員 江川 新壽

会長職務代理者 11番委員 三瓶 常夫

(農業委員)

2番委員 三留弘法 3番委員 岩原 稔 5番委員 江川政次

7番委員 佐藤健一 8番委員 星 敬介 9番委員 赤城タカ子

10番委員 武藤佐代子

(推進委員)

2番委員 伊藤一郎 3番委員 須藤 修 6番委員 長谷川辰男

### 4 本日の総会に欠席通告した委員

(農業委員)

1番委員 五十嵐新正 4番委員 坂井康司 6番委員 新田良一

### 5 総会に出席した職員等

事務局次長 齋藤 賢

事務局員 井上 慎人

(開 会)

○議長

みなさんおはようございます。農繁期で大変お忙しいところ大変ご苦労様で  
ございます。今日の案件は大変多くございますので皆さんの特段のご協力をい  
ただきまして早く終わりたいと考えております。

それではこれより総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員の定数12名に対して9名が出席しております。  
したがって会議規則第9条の委員過半数出席により総会は成立しておりま  
す。

それでは、これより「第21回西会津町農業委員会総会」を開会いたしま  
す。

本日の総会次第はお手元に配布したとおりであります。ご確認をお願いいた  
します。

○議長

それでは会議次第2. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第30条の規定によりまして、5番・江川政次委員、7番・星敬介委  
員をお願いをいたします。

○議長

続いて、会議次第3. 報告事項に移ります。

報告第1号「主要業務報告」については、事務局の報告をお願いいたします。

○事務局（齋藤事務局次長）

（主要業務について資料により報告。）

○議長

ただいま事務局から説明のありました「主要業務報告」について各委員から  
質問、意見をお願いしたいと思います。

○議長

質問ございませんか。ないと認めましてこれで質疑を終わります。

○議長

続きまして、会議次第4. 付議事件に移ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を議題といたします。

○議長

それでは事務局の説明を求めます。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明

○議長

事務局の説明が終わりました。続きまして現地調査をされた伊藤一郎推進委員に報告を求めます。

○2番 伊藤一郎 推進委員

先日現場を調査した結果異常ありません。以上です。

○議長

事務局並びに現地調査された伊藤一郎推進委員の報告が終わりました。これより質疑を行います。

○議長

ございませんか。ないようですので質疑を終わります。これより討論にうつります。討論ございませんか。

○議長

討論なしと認めます。これで討論終わります。

これより議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を採決いたします。

それではお諮りをいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は原案のとおり承認されました。

○議長

つづきまして議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を議題といたします。それでは事務局の説明を求めます。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明

○議長

事務局の説明が終わりました。続いて現地調査をされました須藤修推進委員の報告を求めます。

○3番 須藤 修 推進委員

5月12日月曜日に現地調査を行いました。調査の結果につきましては只今事務局から説明のありましたとおりでございます。当該申請地はこれまで水稻の作付が行われてきましたが所有権が移転したのちも水稻の作付を行うとのことであり今後も水田として適正に管理されるとの事であります。その他の調査内容につきましては別紙調査報告書記載のとおりであります。

○議長

ただいま事務局並びに須藤推進委員の報告が終わりました。それではこれより質疑を行います。

○議長

質疑ございませんか。

○議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に移ります。討論ございませんか。

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を採決いたします。

それではお諮りをいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は原案のとおり承認されました。

○議長

つづきまして議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を議題といたします。それでは事務局の説明を求めます。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明

○議長

事務局の説明が終わりましたので、続きまして現地調査をされました須藤修推進委員の報告をお願いいたします。

○3番 須藤 修 推進委員

5月12日月曜日に現地調査を行いました。調査の結果につきましては只今事務局から説明がありましたが、当該申請地はこれまで畑として使用されてきました。所有権が移転したのちは家庭菜園として一般野菜の作付が行われるとの事であり今後も畑として適正な管理がされるとの事でありました。その他の調査内容につきましては別紙調査報告書に記載のとおりでございます。以上です。

○議長

事務局並びに現地調査を行いました須藤推進委員の報告が終わりました。それではこれより質疑に入ります。

○議長

ございませんか。

○議長

ないようですのでこれで、これで質疑を終わります。

それではこれより討論に移ります。討論ございませんか。

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対す

る処分について」を採決いたします。

それではお諮りをいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は原案のとおり承認されました。

○議長

つづきまして議案第4号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を議題といたします。それでは事務局の説明を求めます。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明

○議長

事務局の説明が終わりましたので、続きまして現地調査をされました須藤修推進委員の報告をお願いいたします。

○3番 須藤 修 推進委員

5月12日月曜日に現地調査を行いました。調査の結果につきましては只今事務局から説明がありましたが、当該申請地はこれまで草を刈るなどして管理はされておりましたが、所有権が移転したのちはミニトマト栽培など家庭菜園を行う計画であるとの事であります。その他の調査内容につきましては別紙調査報告書の記載のとおりでございます。以上です。

○議長

事務局の説明、並びに須藤推進委員の報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。

○議長

質問ございませんか。

○議長

ないようですのでこれで、これで質疑を終わります。

それではこれより討論に移ります。討論ございませんか。

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を採決いたします。

それではお諮りをいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第4号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は原案のとおり承認されました。

○議長

つづきまして議案第5号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」これを議題といたします。それでは事務局の説明を求めます。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明

○議長

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして現地調査をされました須藤修推進委員に報告をお願いいたします。

○3番 須藤 修 推進委員

5月12日月曜日に現地調査を行いました。調査の結果につきましては只今事務局より説明のあったとおりでございますが、当該申請地は尾野本地区に点在しておりますが、水田については水稲、それ以外の畑については条件の良い西林の畑については今後ソバを作付けする。面積の小さい畑については一般野菜や行者ニンニクとうの作付けを計画しているとの事です。その他の調査内容につきましては別紙調査報告書に記載のとおりでございます。以上です。

○議長

事務局並びに須藤推進委員の報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。

○議長

質問ございませんか。

○議長

質問ございませんので、これで質疑を終わります。

それではこれより討論に移ります。討論ございませんか。

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対す

る処分について」を採決いたします。

それではお諮りをいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第5号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は原案のとおり承認されました。

○議長

つづきまして議案第6号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を議題といたします。それでは事務局の説明を求めます。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明

○議長

ただいま事務局の説明が終わりましたので、現地調査をされました長谷川辰男推進委員に報告をお願いいたします。

○6番 長谷川辰男 推進委員

それでは議案第6号、まず、12日月曜日に現地調査を行いました。調査結果につきましては今ほど事務局より説明のあったとおりであります。当該申請地は点在しております。地目が田となっている箇所は水稻作付を行い畑については全てソバを作付けする計画であるとの事です。その他の調査内容につきましては別紙調査報告書に記載のとおりでございます。以上です。

○議長

只今、事務局並びに長谷川推進委員の報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。

○議長

質問ありましたら挙手をし、お願いしたいと思います。

○議長

ございませんか。

それではなしと認めます。これで質疑を終わります。

それではこれより討論に移ります。討論ございませんか。

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を採決いたします。

それではお諮りをいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第6号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は原案のとおり承認されました。

○議長

続きまして、議案第7号「土地の現況確認について」を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明（現況確認）

○議長

事務局の説明が終わりましたので、続きまして現地調査をされた伊藤一郎推進委員に報告を求めます。

○2番 伊藤一郎 推進委員

5月12日現地調査を行いました。事務局から説明のあったとおりですが、この防火水槽は昔からあって、もう50年以上経過しております。私は隣の自治区なんですが、防火水槽の記憶はあります。登記上は田んぼなんですが田んぼの記憶はなく防火水槽の記憶はあります。ですので申請通り田んぼを雑種地にするのが妥当だと思います。以上です。

○議長

事務局並びに現地調査された伊藤推進委員の報告が終わりましたのでこれより質疑を行います。

質問ありましたらお願いしたいと思います。質問ございませんか。

○議長

質疑ないようですのでこれで質疑を終わります。

これより討論に移ります。討論ございませんか。

（討論なしの声あり）

○議長

討論なしと認めます。

それでは、これより議案第7号「土地の現況確認について」を採決いたします。それではお諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第7号「土地の現況確認については」は原案のとおり承認されました。

○議長

続きまして、議案第8号「土地の現況確認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明（現況確認）

○議長

事務局の説明が終わりましたので、続きまして現地調査をされた長谷川辰男推進委員の報告を求めます。

○6番 長谷川辰男 推進委員

議案第8号、5月12日に現地調査を行いました。詳細は今ほど事務局から説明のあったとおりであります。当該用地は申請書にあるとおり20年以上前に用水の確保が困難であることから農家の人からもう耕作できないと返されて土地であるとの事です。西側は湿地帯で東側は締固められている事から今後農地として活用することは困難であると考えられることから申請のとおり雑種地とすることが妥当であると考えられます。以上です。

○議長

只今、事務局説明並びに現地調査されました長谷川推進委員の報告が終わりましたのでこれより質疑を行います。

質問ございましたらお願いいたします。

○議長

ございませんか。ないようですのでこれで質疑を終わります。  
これより討論に移ります。討論ございませんか。

(討論なしの声あり)

○議長

討論なしと認めます。これで討論終わります。  
それではこれより議案第8号「土地の現況確認について」を採決いたします。  
お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第8号「土地の現況確認については」は原案のとおり承認されました。

○議長

つづきまして、議案第9号「西会津町農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。  
それでは事務局の説明をお願いいたします。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明

○議長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑にはいりません。

○議長

質問ございませんか。ないようですので、これで質疑を終わります。  
これより討論に移ります。討論ございませんか。

○議長

なしと認めます。これで討論終わります。

これより議案第9号「西会津町農用地利用集積等促進計画（案）について」  
を農業委員会の意見を求める決定について採択いたします。

それではお諮りいたします。本件は原案のとおり承認することをご異議ござ  
いせんか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第9号「西会津町農用地利用集積等促  
進計画（案）について」は原案のとおり承認されました。

○議長

以上で本日の付議事件はすべて終了しました。  
続いて次第 5. その他 に移ります。

○議長

「(1) 当面の日程について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明

○議長

当面の日程については事務から説明があったとおりでございます。

○議長

続きまして「(2) 次回総会開催日について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（齋藤事務局次長）

（事務局より説明）

○議長

次回総会については事務局から説明したとおりでございます。

○議長

「(3) その他」に移りますが皆さんから何かございませんか。

○議長

それでは他になければ、以上で予定されておりました案件は全て終了いたしました。

これで「第21回農業委員会総会」を閉じます。お疲れ様でした。